

## 事業者排出量削減報告書

(宛先)京都府知事 報告者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 東京都千代田区九段南1-1-10 九段合同庁舎	令和元年7月29日 報告者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) 国家公務員共済組合連合会 理事長 松元 崇 電話 03-3222-1841
---	--

主たる業種	社会保険事業団体					細分類番号	8 5 1 1	
事業者の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 第12条第1項第1号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第2号又は第3号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第4号					京都府地球温暖化対策条例施行規則		
計画期間	平成29年4月から平成32年3月まで							
基本方針	平成29年度以降も高効率機器への更新や導入、省エネルギーを意識した機器の運転によって、二酸化炭素の削減を図る。							
計画を推進するための体制	本部にエネルギー統括責任者及び企画推進者を選任し、省エネルギー及び温室効果ガス削減を目的に事業者全体で取り組む。							
温室効果ガスの排出の量	温室効果ガスの排出の量		基準年度(26~28)年度	第1年度(29)年度	第2年度(30)年度	第3年度(31)年度	増減率	
	事業活動に伴う排出の量	5,387.2	5,144.3	4,950.4	トン	-6.3	パーセント	
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	評価の対象となる排出の量		5,387.2	5,144.3	4,950.4	トン	-6.3	パーセント
	実績に対する自己評価		省エネに対する啓もう活動と運用によって昨年より6.3%減少することが出来た。					
	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度(28)年度	第1年度(29)年度	第2年度(30)年度	第3年度(31)年度	増減率	
病院	事業活動に伴う排出の量(延べ床面積m <sup>2</sup> ×1/100)	15.40	14.71	14.15	0.00	-6.30	パーセント	
	事業活動に伴う排出の量( )						パーセント	
実績に対する自己評価		照明のLED化及び機器の運転の見直しを行った効果						
重点的に実施する取組の実施状況		基準年度(28)年度	第1年度(29)年度	第2年度(30)年度	第3年度(31)年度	備考		
		95.0	95.0	95.0	95.0			
具体的な取組及び措置の内容	(29)年度		省エネルギー運転を心がけ、機器の効率的な運転を実施。 旧設備機器の更新。					
	(30)年度		機器の運転の見直しを行い、プログラム運転の曜日・時間の変更を実施					
	(31)年度							
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施した措置	措置の内容							
	上記の措置を実施した結果に対する自己評価							
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減した量	区分		第1年度(29)年度	第2年度(30)年度	第3年度(31)年度	備考		
	森林の保全及び整備によるもの		トン	トン	トン			
	地域産木材の利用によるもの		トン	トン	トン			
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの		トン	トン	トン			
	グリーン電力証書等の購入によるもの		トン	トン	トン			
	温室効果ガス排出量の削減又は吸収の量の購入によるもの		トン	トン	トン			
	合計		0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	特になし。							
特記事項								

注1 該当する□には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。

2 「細分類番号」とは、統計法(平成19年法律第53号)第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。

3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の3年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。

4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。

5 「重点的に実施する取組の実施状況」とは、温室効果ガスの排出の量を削減するために重点的に実施した取組の実施率を地球温暖化対策指針で定める方法により算出して記入し、その算出の根拠となる資料を添付してください。